

野田市空家等対策計画

修正内容対照表

修正後	修正前
<p>P2（修正）</p> <p>市ではこれらに基づき空家等対策に取り組んでおりましたが、国は更に空家等の管理の確保等を図るため、特措法を改正し、令和5年12月13日に施行しました。</p> <p>この令和5年の特措法の改正は、空家等の対策を総合的に強化することを目的としたもので、特定空家等に対する措置や特定空家等になる前の段階から対策を充実させ、新たに「管理不全空家等」を規定するなど対策を強化しております。市においても特措法の改正に伴い、令和6年3月に条例を改正し、新たに「準管理不全空家等」の規定を設けるなど、空家等対策の徹底を図っております。</p>	<p>P2</p> <p>市ではこのように空家等対策に取り組んでいるところ、更に空家等の管理の確保等を図るため、特措法が改正され、令和5年12月13日に施行されました。</p>
<p>P35（追記）</p> <p>勧告された空家等は住居利用が難しいことから、敷地に係る固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例が解除されることとなります（地方税法第349条の3の2）。</p>	<p>P34</p>
<p>P36-37（追記）</p> <p>3－5 令和5年特措法の改正及び当該改正に伴う条例の改正について</p> <p>令和5年の特措法改正は、空家等の対策を総合的に対策を強化することを目的としたもので、特定空家等に対する措置や特定空家等になる前の段階から対策を充実させ、行政代執行の円滑化（特措法第22条）等を図るとともに、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある空家等を「管理不全空家等」と規定し必要な措置をとるよう指導・勧告することが可能となりました（特措法第13条）。勧告された空家等は</p>	<p>P35</p>

<p>住居利用が難しいことから、敷地に係る固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例が解除されることとなります（地方税法第349条の3の2）。管理不全空家等への措置は、周囲の建築物や通行人等にもたらず悪影響の程度を勘案して総合的に判断することとなっており実施については慎重に対応しております。</p> <p>また、特措法の改正に合わせて行った条例改正では、適切な管理が行われていないと認められる空家等であって特定空家等及び管理不全空家等のいずれにも該当しない空家等を「準管理不全空家等」と定め（条例第4条）、市による空家等対策の徹底を図り情報の提供、助言その他必要な援助のほか、適切な管理に必要な措置をとるよう指導をすることができるとしております。</p> <p>さらに、空家等に急迫した危険があると認められるとき等に講ずる緊急措置についても規定し空家等の適正管理に努めております。</p>	
---	--